

意見募集案件	北広島市立地適正化計画(案)の策定について
担当課	企画財政部まちづくり推進課 電話 011-372-3311 内 3632

意見募集期間	平成 30 年 4 月 2 日(月)から平成 30 年 5 月 1 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所まちづくり推進課及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 4 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号を記入のこと <p>(住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>企画財政部まちづくり推進課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: machi@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 30 年 5 月公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>都市機能・居住機能の集積により、持続可能で利便性の高い都市構造を実現するための「北広島市立地適正化計画」を策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「北広島市立地適正化計画(案)」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>立地適正化計画の方針に基づき、誘導区域への都市機能・居住の誘導施策を進めます。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「北広島市立地適正化計画(案)」のとおり
その他	寄せられた意見を参考に「北広島市立地適正化計画」を策定します。